

## 「産業振興基金事業補助金」で 意欲ある企業・農業者を応援します

本市産業の活性化と発展のため、市内の意欲ある企業・農業者などが行う新商品開発や販路開拓・販路拡大などを支援します。詳細は市ホームページを確認していただくか、お問い合わせください。  
**【はしもとブランド推進室】**



### 募集事業

#### ①新商品の開発に関する事業

市内の農林水産物などの地域資源を活用した新商品開発事業などの費用を補助します。6月上旬に予定している審査会で採択される必要があります。

##### ●補助対象経費

研究・開発費、委託費、機械装置等費、借料、旅費、専門家謝金、専門家旅費、広報費

##### ●補助率 2分の1以内

##### ●限度額 50万円（単年度）

##### ●受付期間 4月19日(月)～5月14日(金)

#### ②パイヤーの招へいに関する事業

販路開拓・販路拡大に向け、主に商談などを行う目的で市外事業者などを招へいするために必要な費用を、年度内に2回まで補助します。

##### ●補助対象経費 招へいするパイヤーの旅費

##### ●補助率 2分の1以内

##### ●限度額 5万円（単年度）

##### ●受付期限 令和4年1月31日(月)

#### ③販路開拓に関する事業

販路開拓・販路拡大に向けた市外の展示会（オンラインを含む）などへ出展するためにかかる費用を年度内で2回まで補助します。ただし、販売を主目的とした物販などは対象となりません。

##### ●補助対象経費

出展料、展示装飾費、委託費、借料、旅費、通信運搬費、広報費、雑役務費

##### ●補助率 2分の1以内

##### ●限度額 20万円（単年度）

##### ●受付期限 令和4年1月31日(月)

##### ●補助金の交付対象者

市内に住所および主たる事業所がある人、または市内に登録された本店・支店がある法人

##### ●申し込み・問い合わせ

はしもとブランド推進室  
☎33-1247

## スマートフォン決済で納税が便利に

4月1日から、スマートフォン決済アプリで市税が納付できるようになります。納入通知書に印刷されたバーコードを読み取るだけなので、時間や場所にとらわれることなく納付することができます。  
**【税務課】**



#### ●利用できるスマートフォン決済

LINE Pay、PayPay、PayB、支払秘書

#### ●納付できる市税

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車（種別割）
- 国民健康保険税

※バーコードが印刷されている納入通知書に限る

#### ●利用する際の注意点

- 納付手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
- 納期限が経過している納付書や、納税額が30万円を超えている納付書は利用できません。
- 領収書は発行されません。
- 納付後の取消しや変更は受付できません。
- 納税証明書が発行できるまで2週間程度かかるため、早急に納税証明書（軽自動車・車検用など）が必要な場合は金融機関などで納付してください。

#### ●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169

## 聖火リレーに伴う交通規制について

東京2020オリンピック聖火リレーが本市を通過することに伴い、交通規制を行います。ご理解ご協力をお願いします。  
**【生涯学習課】**



### 交通規制日時

4月10日(土) 午後4時30分～6時30分

### 交通規制区間

#### 橋本駅から橋本市運動公園まで

（全面通行止め、ランナーが通過した所から規制解除予定）

※当日は交通混雑が予想されますので、コース周辺への自動車の乗入れはご遠慮ください。なお、進行状況などによって交通規制時間・区間を変更する場合があります。

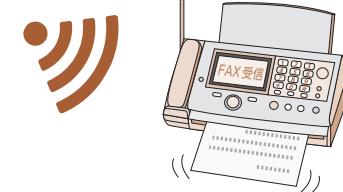
### 問い合わせ

生涯学習課 スポーツ係 ☎33-3704



## 電話やファクスで緊急情報をお伝えします

市では、高齢者や障がい者など災害時において特に支援を必要とする人や災害が発生するおそれのある地域にお住まいの人を対象に、ご自宅の固定電話またはファクスに緊急情報を配信するサービスを始めます。  
**【危機管理室】**



申込開始日 4月1日(木)

#### 対象者

携帯電話をお持ちでなく、緊急速報メールなどの利用が困難な世帯で、次のいずれかに該当すること。

- 高齢者や障がい者など災害時において特に支援を必要とする避難行動要支援者のみの世帯
  - 土砂災害警戒・特別警戒区域、洪水浸水想定区域、砂防指定地にお住まいの人
- ※該当地域は、危機管理室へお問い合わせいただくか、広報はしもと5月号と同時配布予定のハザードマップまたは市ホームページ「橋本マップ（右の二次元コード）」をご確認ください。



※上記に該当しない人で、特別な事情がある場合はご相談ください。

#### 配信する防災情報

- 気象緊急警報（大雨特別警報など）
- 土砂災害警戒情報
- 避難情報（避難指示など）
- 国民保護情報（弾道ミサイル情報など）
- その他災害時に周知が必要な情報

#### 登録方法

申請書に必要事項を記入の上、持参または郵送してください。申請書は危機管理室または市ホームページ（右の二次元コード）で入手できます。なお、登録後に試験配信します。



#### 申し込み・問い合わせ

〒648-8585（住所記載不要）  
危機管理室 ☎33-6105